

# ごんちわ新聞

第 3279 号

2017 年  
2 月 22 日

慶應労組  
四谷支部

## 労働時間管理の新基準が示されました。

大手広告代理店「電通」で発生した長時間残務を原因とした過労死事件を受けて、厚生労働省は今年の 1 月 20 日「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を通知しました。

これは、労働時間の自己申告制(労働者の申告をもとに労働時間を把握すること)が正しく運用されていないことにより、過重な時間外労働や割増賃金の

不払いが生じていることを是正するために使用者が行うべき対応を示したものです。

「このことは、慶応においても例外ではなく、IC カードによる出勤の記録と申告された労働時間が乖離している事例やそもそも申告を自粛している事例が見られます。

今回の通知では「労働時間の考え方が明示されています。

労働時間とは、使用者の指揮命令下で置かれている時間の事であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間を指すと明記されました。

具体的な事例として、業務に必要な準備(作業用の服装への着替え)後始末(清掃等)も労働時間に該当するとされています。

看護師の白衣への着替えや情報収集の時間もこれに相当します。

また、申告された時間が実際の労働時間と合致しているかどうかについて、調査を行うこと、その際休憩や自主的な研修、学習等で労働時間でないと報告されても実際には業務に従事していた場合は労働時間と扱わなければならないなど使用者が労働時間の正確な把握のために、緻密な管理を行うことを求めています。

労働時間を正確に管理し、慢性的な時間外労働を改善する、そのことにより労働者が人間らしく、健康を保って働く環境を整備することが求められています。

## 有給休暇が取れる体制を。

職場から「季節休暇がまだ残っている、有給休暇なんて取れない。」との声がたくさん聴かれます。年度内に何とか取得するために他職場からの応援体制の中でとっている職場もあるようです。

季節特別休暇は原則7月1日から9月30日までに取得することになっています。ただし信濃町地区において、やむを得ず上記期間に取得できない場合に限り3月31日までの間に取得できるものとなっています。季節休暇も夏に取れない、有給休暇も取りたい時に取れない職場は異常です。慶日、忌引きなどの休暇も規定通り取れない職場もあると聞いています。応援体制ではなく年度当初から休暇の取れる人員配置が求められます。

春闘アンケートへのご協力ありがとうございました。

たくさんの方からの声が集まりました。忙しい中にご協力ありがとうございました。



## 定年・選択定年退職者を送る会

2月24日(金)

時間 : 17:30~

場所 : グリーンズカフェ



長い間、職場・労働組合を支えてくださった方々を囲んで交流します。  
気軽に参加してください。

## 看護師部会のお知らせ

3月2日(木) 17:30-19:00 組合事務所

ミニ学習会開催 【看護師のキャリア継続と母体保護】

母となり、父となり働き続ける仲間が多くなっている中で

更に環境を整える必要があります。

